①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国 (旧ザンジバル))
②名称	Ministry of Industry and Trade Zanzibar Business and Property Registration Agency (BPRA)
③所在地	Sheria House Building, Mazizini Zanzibar
④連絡先	(電話) (255 24) 223 63 24 (FAX) (255 24) 223 63 25 (E-mail) info@bpra.go.tz (internet) m.mliwa@hotmail.com
⑤組織の長	Executive Director : Mr. Khamis Juma Khamis
⑥沿革	(1) 工業所有権法としては、1930 年に商標法が制定されている。 (2) 特許については、英国で付与された特許のみが拡張して認められる。 (3) 意匠については、独立した意匠制度はなく、英国での意匠登録が拡張される。 (4) 商標については、1930 年に商標法 No.15 が制定され、1931 年 11 月 1 日に施行された。 (5) ザンジバル産業財産権法(2008 年法律第 4 号)が 2008 年 7 月 29 日に施行された。
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、地理的表示

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1983/12/30	1994/7/25			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1963/6/16			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1999/9/14		1999/9/14
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国（旧ザンジバル))				
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
		（内　PCT ルート）				
	実用新案	全数	1			
		（内　外国出願）				
	意匠	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	商標	全数	3,625			
		（内　外国出願）	1,691			
		（内　日本から）				
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
		（内　PCT ルート）				
	実用新案	全数	1			
		（内　外国出願）				
	意匠	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	商標	全数	3,605			
		（内　外国出願）	2,255			
		（内　日本から）				
	出典：WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

〈組織図〉

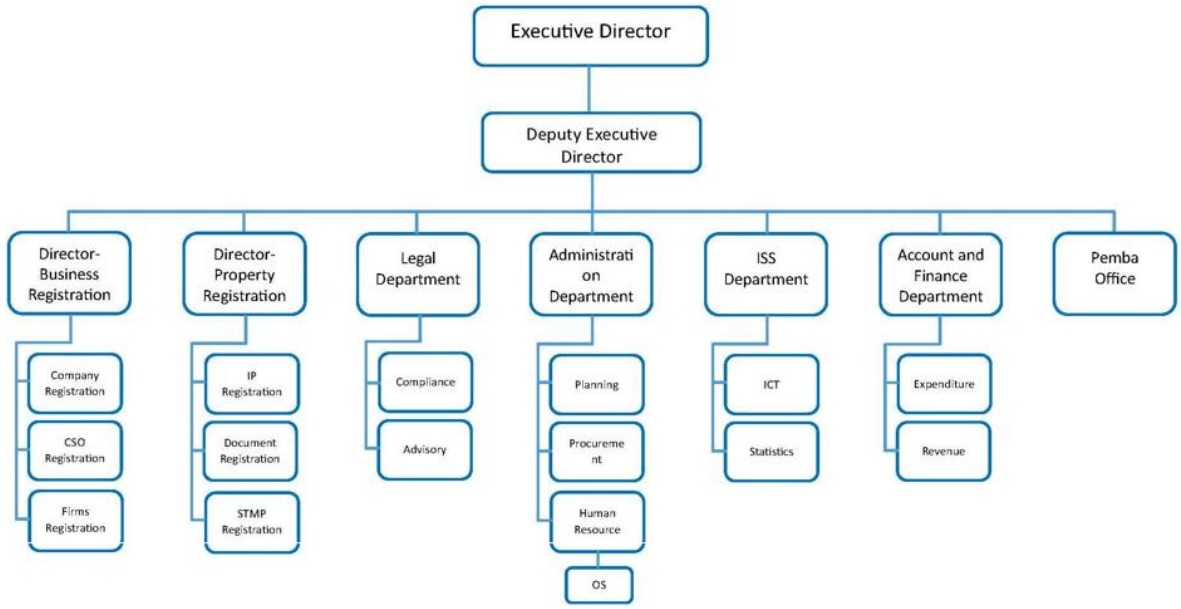

①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国（旧ザンジバル))	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008 年 9 月 13 日施行（2008 年ザンジバル知財法 No.4)
	③地理的効力の範囲	タンザニア国の旧ザンジバル地域のみ(知財法第 12 条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(知財法第 5 条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。非居住の出願人は、サンジバルにおいて職業代理人として公認されている者を選任しなければならない。　(知財法第 6 条(2))
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。出願日から 4 年経過後に特許が付与された場合には、出願日から 4 年の経過時点から特許付与までの期間だけ、申請により延長される。(知財法第 13 条(1a)、(1b))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(知財法第 4 条(2b))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。(期間は不明) (1) 出願人又は前権利者による開示 (2) 第 3 者による出願人の意に反する開示 (知財法第 4 条(2c))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 業務活動、純粋に精神的活動、又はケームのための計画、規則又は方法 (3) 人・動物の手術又は治療による処置の方法、診断の方法 (4) 自然界にある物質(精製、合成、分離されたものを含む) (5) 既知の物/方法の新しい用途又は態様 (6) 植物及び動物並びにその部分(非生物学的及び微生物学的方法によるものを除く) (7) 動、植物の品種 (8) 人体及びその要素 (9) 公序良俗又は環境保全に反する発明 (10) 医薬に関する製品及び方法(この項は、2016 年 1 月 1 日又は WTO と合意する延長日まで)(知財法第 3 条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第 10 条(4)、第 11 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 月(知財法第 10 条(6a))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開から特許付与までの間に異議の申立を行うことができる。(知財法第 10 条(7a))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(知財法第 16 条)
	⑱実施義務	有。不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。 (知財法第 14 条(1ⅳ))
	⑲費用単位 TZS（タンザニア・シリング）	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　　30 US$ [特許権維持に掛かる費用]
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国（旧ザンジバル))	
実用新案制度	②最新実用新案の施行年月日	法 2008 年 9 月 13 日施行（2008 年ザンジバル知財法 No.4)
	③地理的効力の範囲	タンザニア国の旧ザンジバル地域のみ (知財法第 23 条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(知財法第 18 条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。非居住の出願人は、サンジバルに居住する法律専門職であるか、サンジバルで実務を行うことを公認されている者を選任しなければならない。(知財法第 114 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。(知財法第 24 条(1)) (知財法第 13 条(1a)、(1b))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(知財法第 4 条(2b))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。(期間は不明) (1) 出願人又は前権利者による開示 (2) 第 3 者による出願人の意に反する開示 (知財法第 4 条(2c))
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する考案（知財法第 17 条(5)) (2) 機能又は有用性を増大させる物品又は物品の構成要素の形状又は外形からなる技術的創造ではないもの。 (知財法第 2 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (知財法第 22 条(4)、(5))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(知財法第 26 条(1))
	⑱実施義務	有。不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。 (知財法第 25 条、第 11 条))
	⑲費用単位 TZS（タンザニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [実用新案権の維持に掛かる費用]
	⑳料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国（旧ザンジバル))	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008 年 9 月 13 日施行（2008 年ザンジバル知財法 No.4）
	③地理的効力の範囲	タンザニア国の旧ザンジバル地域のみ(知財法第 34 条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(知財法第 31 条、第 5 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。非居住の出願人は、サンジバルに居住する法律専門職であるか、サンジバルで実務を行うことを公認されている者を選任しなければならない。(知財法第 114 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。5 年ずつ 2 回更新することができる。 (知財法第 34 条(5))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(知財法第 30 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は 6 月。 ・第 3 者による出願人の意に反する開示 (知財法第 30 条(3))
	⑪不登録対象	(1) もっぱら技術的効果を得るためにのみ役立つ意匠 (知財法第 29 条) (2) 公序良俗に反する意匠の創作（知財法第 30 条(4))
	⑫実体審査の有無	無。(知財法第 33 条(4a))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。(知財法第 32 条(4))
	⑱意匠分類	国際分類を採用している。(知財法第 32 条(4)、第 2 条)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から 12 月以内で秘密にする期間を指定することができる。(知財法第 32 条(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(知財法第 35 条(1))
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用単位 TZS（タンザニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] (情報が得られませんでした) [意匠権の維持に掛かる費用] (情報が得られませんでした)
	㉕料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)

①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国（旧ザンジバル))	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008 年 7 月 29 日施行（2008 年ザンジバル知財法第 4 号)
	③地理的効力の範囲	タンザニア国の旧ザンジバル地域のみ(知財法第 12 条(1))
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤商標法の保護対象	商標、役務、団体商標、証明商標 (知財法第 47 条(1)、第 51 条(1)、第 52 条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、音響商標、色彩商標、芳香商標　(知財法第 2 条(2))
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義。(知財法第 46 条(2vi)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。非居住の出願人は、サンジバルに居住する法律専門職であるか、サンジバルで実務を行うことを公認されている者を選任しなければならない。(知財法第 114 条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年経過後は 7 年毎に同年更新できる。 (知財法第 79 条(7a)、(7b))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1) 他社の商品/役務と区別できない標章、また香りの標章の場合、商品の通常の構成から生じる香りでしかないもの。 (2) 公序良俗に反する標章。 (3) 商品/役務の産地、性質について誤解を生じさせる恐れがある標章。 (4) 国家、政府機関等の旗、紋章、名称、略称、公印等と同一であるか、模造であるか構成される商品に関する商標。 (5) サンジバルにおいて周知であり、かつとうろくされている標章を、同一/類似でない商品/役務に用いるものであって、当該周知の標章の所有者との関連を思わせるか、又は同所有者の利益が害される恐れがあるもの。 (6) 他社が所有し、登録されている標章、他社の先出願の標章と同一.類似の標章を、同一/類似若しくは密接に関連する商品/役務に用いるもの、又はそれらの標章を欺瞞し、若しくは混同を生じさせるほどに類似している標章。 (7) 出願が悪意でなされたか、又は登録されると不正競争のために利用される標章。 (知財法第 46 条(2))
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。周知であるかどうかを決めるに際しては、ザンジハジルにおける公衆の関係業界における認識を考慮する。 (知財法第 46 条(2ｖ)、(7))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(知財法第 47 条(1a))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第 48 条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、出願の公告日から 60 日以内に異議申立を行うことができる。(知財法第 48 条(2b)、(3))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(知財法第 50 条(1a)、(1b))

①国名	United Republic of Tanzania (former Zanzibar) (TZz) (タンザニア連合共和国（旧ザンジバル))	
商標制度	㉔不使用取消制度の有無	有。継続して３年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第 50 条(2))
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。(知財法第 47 条(1a))
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。 (知財法第 53 条(3))
	㉘費用単位 TZS（タンザニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　75,000 TZS 公告料　15,000 TZS 登録料　75,000 TZS [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料　(情報が得られませんでした)
	㉙料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)